

重量違反は、 止めてください。

規定重量を超えた大型車の走行が、道路の損傷へ。

軸重10トンの基準を2倍超過すると、
橋には4000倍以上のダメージがあります。

いま道路は老朽化が進行。2031年には、
関東地方の橋梁の半分以上が建設後50年に。

この道路を守るため、安全のため、
重量違反車両などの取締りを
強化していきます。



荷主の方へ

- 依頼車両が重量違反すると、
荷主の責任も追及されます。
- 主体的な関与が認められれば、
荷主勧告が実施されます。



運送事業者の方へ

- 重量違反すると、
運転者、運送事業者とも
罰則を受けます。
- 悪質な重量超過違反は、
即時告発の対象となります。



特殊車両通行手続が必要。

規定の重量、幅、長さ、高さがひとつでも超える車両は、
通行許可または通行可能経路の確認の回答を得てください。

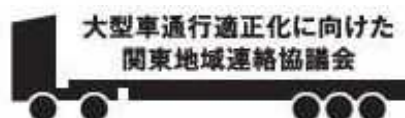
<10月は大型車通行適正化推進月間>

10月2日～6日は、重量違反車両等の取締強化期間

重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会
(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、
神奈川県、埼玉県、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社(圏外)